

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 11 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 4 第 2 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 知事は、法第 38 条の 2 第 3 項に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、同項の規定による報告を求めるものとする。

(補則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。